

苫小牧市市民参加条例運用の手引き（第19条関係 抜粋）

（市民からの要望等）

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

【説明】

市は、市民参加条例の施行に関して市民から意見、要望等を寄せられた場合には、それに対する市の考え方とともに公表するものとしています。

〔運用〕

この規定に基づき市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等の内容を市民自治推進会議に報告するものとします。